⑮　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⑯　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
⑰　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIBASHI Hironobu Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Foundation improvement construction of the G taxiway and others in Tokyo International Airport, 1 set
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　30 July 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　13 September 2021 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　13 September 2021)
⑹　Contact point for tender documentation : NAKAZATO Kiyoshi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年６月16日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　丹羽　克彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和３－４年度　牟岐ＢＰ大谷第１トンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　徳島県海部郡牟岐町中村地先、橘地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝220m、トンネル延長　Ｌ＝136m、ＮＡＴＭ工法、機械掘削、内空断面積　Ａ＝54.4㎡、掘削工　Ｌ＝135m、Ｖ＝8,800㎥
⑸　工期　令和４年10月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,220㎥、セメント　約983ｔ、鋼材　約220ｔ
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
４）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
５）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
６）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
８）本工事は、施工箇所が点在する工事であり、地域ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
９）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
10）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
11）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
12）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。
13）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
14）本工事は、発注者が完全週休２日（土日・祝祭日）に取り組むことを指定する週休２日試行工事（発注者指定方式（現場閉所））であり、完全週休２日（土日・祝祭日）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している試行工事である。
なお、発注者が積極的に支援を行い、完全週休２日（土日・祝祭日）の達成を目指す「重点モデル工事」である。
また、４週６休以上の現場閉所を実施した場合は、週休２日履行証明書の交付を行う。
15）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
16）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。
17）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。
18）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
19）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
20）本工事は、一次審査で提出する資料（技術提案は除く）を１枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる資料の提出を求める簡易確認型方式の試行工事である。
21）本工事は、「労務費見積り尊重宣言」（平成30年９月18日一般社団法人日本建設業連合会）促進モデル工事の試行対象工事である。
22）本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、「ＤＸ技術等を活用したトンネル（ＮＡＴＭ）の計測管理の効率化手法」をテーマに研究開発段階にある新技術の現場実証を実施する新技術導入促進（Ⅱ）型の試行工事である。
23）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法